

○東京藝術大学美術学部附属古美術研究施設規則

〔昭和47年4月20日〕  
制 定

改正 昭和61年1月13日 平成7年11月22日  
平成16年4月22日 平成17年5月16日  
平成19年3月28日 平成25年10月24日  
平成26年7月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学美術学部附属古美術研究施設（以下「施設」という。）の目的その他必要な事項について定める。

(目的)

第2条 施設は、古美術に関する研究、教育並びにこれに関連ある調査、古美術保存、修理及び資料の収集等を行うことを目的とする。

(職員)

第3条 施設に施設長、教員、事務職員及びその他の職員を置く。

2 施設長は、美術学部（大学院美術研究科を含む。）の教授又は准教授をもって充てる。

3 施設長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(施設長の推薦)

第4条 美術学部教授会は、施設長候補者を選出し、学長に推薦する。

(運営委員会)

第5条 施設の運営に関する重要な事項を審議するために施設に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月20日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和61年1月13日から施行し、昭和60年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年11月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月22日から施行する。

2 この規則施行の際、現に在任する施設長の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。